

制度概要

平戸市中小企業振興資金保証（略称：平戸）		
目 的	平戸市内の中小企業者に対する、経営の安定に必要な資金、及び、自然災害等により被害を受けその復旧に係る資金または市長が特別に認める経済的環境の変化により経営の安定に必要な資金の融資を円滑にし、もって中小企業者の経営基盤の強化とその振興発展を図ることを目的とする。	
保証の対象 (資格要件)	平戸市内の中小企業者であって、次の①から③のすべてに該当するもの。 ①平戸市内に事業所を有し、同一事業を1年以上継続して営んでいること。 ②個人で事業を営む者は、平戸市内に住所を有すること。 ③市税を完納していること。 また、緊急対策資金は次の④または⑤のいずれかに該当するものとする。 ④り災証明を受けた者。 ⑤市長が特別に認める経済的環境の変化により経営の安定に支障が生じている者。	
対象資金	①振興資金 経営の安定に必要な資金(運転資金、設備資金) ②緊急対策資金 自然災害等の復旧資金または市長が特別に認める経済的環境の変化により経営の安定に必要な資金	
保証条件	貸付限度額	①振興資金 2,000万円以内 ②緊急対策資金 市長特認の都度、市長が定める額（振興資金と別枠）
	保証期間	10年以内（うち据置 1年以内）
	返済方法	分割返済(原則として、1ヵ月毎の元金均等返済)、一括返済
	貸付形式	原則として、証書貸付
	担 保	必要に応じて徴求する
	保 証 人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要
	貸付利率	①振興資金 年 1.70% ②緊急対策資金 市長特認の都度、市長が定める料率
保証料率	基準料率	年0.45%～1.90%
	適用料率	①申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引(0.10%)を適用する。 ②物的担保の提供がある場合は、有担保割引(0.10%)を適用する。
	保証料補助	①振興資金 平戸市が基準料率が年0.65%以上の保証について、年0.20%～0.56%の補助を行う。 ただし、平成27年度から令和7年度までの新規融資分に限り、全部を補助する。 ②緊急対策資金 平戸市が全部を補助する。
責 任 共 有	取扱金融機関が選択した責任共有制度の対象	
取扱金融機関	十八親和銀行 平戸支店・平戸中央支店・生月支店・田平支店	
申 込 時 添 付 書 類	①緊急対策資金の場合は市長の認定書 ②その他保証協会が必要とする書類	
留 意 事 項	①申込先：平戸商工会議所、平戸市商工会 ※市税を滞納していないことの証明書は申込先に提出する。 ②平成22年4月1日以降、市長特認による緊急対策資金の取扱いはない。 ※平成22年3月31日、市長特認による原油高騰対策資金の取扱いが終了した。	
実 施 日	昭和62年 4月27日 創設 令和 6年 4月 1日 最終改正	